

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十七年七月三日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

## 1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
警察本部	幸手警察署	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 24 年度及び平成 25 年度（上半期）の幸手警察署幸手東交番敷地の賃借について、土地賃貸借契約書を作成せずに賃料を支出していたことは不適切であった。	再発防止のため、契約書の保管・管理を徹底するとともに、支出時に契約書の写しを添付することを改めて確認した。 また、同様の誤りを防止するため、適切な契約事務の処理について周知した。

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
総務部	自動車税事務所	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 25 年度の「ハガキ印刷代」(37,170 円)について、相手から請求された日から 15 日以内に支払わなければならないところ、91 日間超過したことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、出納総務課に依頼し、経験の浅い職員を対象とした財務研修を実施することで基本知識の向上を図った。 また、「発注・支払確認表」を作成し、事業担当の進行管理を総務担当もチェックするようにし、支払い漏れを防止することにした。
農林部	川越農林振興センター	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 25 年度の「西名栗線森林管理道開設工事」(12,883,500 円)及び「川角ほかり山・平地林再生工事」(3,470,250 円)について、当初契約に追加工事の必要が生じ、その額が当初契約の請負額の 3 割を超えたため別途契約とした。当初工事と一体不可分の理由で当初請負業者と随意契約を締結したことは、	再発防止のため、契約事務に当たっては、これまでの設計積算に係るチェックリストに、変更契約手続きに関する項目を追加し、適正な執行を図るよう複数の職員による確認を徹底した。

			不適切であり、その結果として、変更契約であれば使用する請負率で調整した場合の工事費と比べ過大な契約額となった。	
農林部	加須農林振興センター	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 26 年度の加須農林振興センター「避難口誘導灯交換工事」(81,378 円) について、契約内容の一部である消防法に基づく届出の履行確認前に支出していたことは不適切であった。	再発防止や財務事務の適正かつ迅速な執行のため、所内会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、歳出事務における注意点について再確認を行った。 また、これまでの財務に関するチェックシートに確認項目を追加するとともに、複数の職員による確認を徹底することとした。
都市整備部	大宮公園事務所	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 26 年 3 月に行った公益財団法人埼玉県公園緑地協会に対する行政財産使用許可に基づく使用料 (5,209,596 円) について、平成 26 年 11 月まで調定、収納手続きが遅れたことは不適切であった。	再発防止のため、行政財産使用許可を行った事案については、調定・収納手続きが遅れることがないように、所長の自己検査と担当内の複数職員による確認を徹底することとした。
企業局	吉見浄水場	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 25 年度の吉見浄水場における「薬注・沈でんろ過池等電気計装設備点検業務委託」(5,722,500 円) 及び「非常用発電機設備点検業務委託」(1,239,000 円) について、一部の業務の再委託を書面によらず承諾していたことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、委託契約の再委託に関する事務手順を定め、取り扱うこととした。 また、企業局として再委託の承認に係るチェックシートを作成し、チェック機能を強化した。 さらに、再委託を承認する場合の様式を定め、再委託の承諾に係る事務手続きの明確化を図った。
警察本部	東松山警察署	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 25 年度の「東松山警察署空調設備保守業務」(945,000 円) について、一部業務の再委託を書面によらず承諾していたことは不適切であった。	再発防止のため、委託契約の締結時に再委託の有無を確認するとともに、申請があった場合には書面による承諾を行うことを徹底した。 今後は同様の誤りを防止するため、適切な財務事務の処理について周知した。